



職種（主に食品取扱従事者）によっては、定期的な検便検査を自治体や会社から求められることになります。今回は、  
どのような職種で検便検査を求められるのか、その根拠についてご紹介いたします。

## ▼ 検便検査を受けるべき職種及び根拠



### 学校給食従事者

#### ▷ 学校給食衛生管理の基準

- ・赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、毎月2回以上実施



### 保育園従事者

#### ▷ 児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について

- ・食事の提供に係る職員の健康診断及び定期検便、食品の衛生的取扱い、消毒等保健衛生に万全を期し、食中毒や感染症の発生防止に努めること
- ▷ また、社会福祉施設に関しては、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考にして衛生管理を徹底することが望ましいとされています。



### 水道関連従業者

#### ▷ 水道法施行規則

- ・定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、行うものとする



### その他の食品取扱従事者

自治体によっては、営業許可を取得するために検便検査の定期的な実施が必要となる場合や、保健所から検便検査を受けるように求められることもあります。また、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設は大量調理施設衛生管理マニュアルに従い、検査の実施をお願いします。詳細は、最寄りの保健所へご確認ください。

### ※大量調理施設衛生管理マニュアル

調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。  
検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

お気軽にお問い合わせ下さい。

お問合せ先

マイラボHPはこちら！

人と食のために  
マイラボ食品検査センター

〒513-0836 三重県鈴鹿市国府町7756番地5

TEL 059-379-0077

FAX 059-367-7610

SUZUKA 株式会社スズカ未来

